

確定拠出年金 連絡会議	第 9 回 平成16年3月26日	資料 4
----------------	---------------------	------

確定拠出年金関係の通知について

- ・ 「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等
について」の一部改正について 1 頁

- ・ Q & A 追加事項（確定拠出年金関係） 3 頁

- ・ 確定拠出年金の企業型年金の加入者資格喪失者への
移換手続の周知について 5 頁

「写」

年企発第 0316003 号

平成16年3月16日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長

（公印省略）

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」
の一部改正について

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）」の一部を下記のとおり改正したので、これに基づいて規約の承認等の事務を行うとともに、企業型年金を実施する事業主等の関係者に対しても、十分な説明や適正な指導等を期せられたい。

記

別紙1「承認要件等」中「6. 加入者資格に関する事項（加入者となることについて一定の資格を定める場合）」の別紙の（2）イ中「労働条件」を「給与規定、就業規則、雇用形態、退職金の適用の有無が異なる等、労働条件」に改め、「また、勤務当初から雇用期間が3年未満であることが雇用契約等により確実に見込まれる者については、労使合意により作成される規約等により明確化されるのであれば、代替措置を不要とすることが可能であること。」を加える。

別紙2「確定拠出年金企業型年金概要書（3/3）」中

「合計 品目」を「⑤ 損害保険 品目

合計 品目」に改め、

「○ 掛金」を「○ 掛金（年額）」に改める。

別紙7「添付書類（承認）」を次のように改める。

(別紙7)

添付書類（承認）

添付書類	規約の承認			規約の変更（承認）						
	加入者に一定の資格を定める場合	他の制度からの資産を伴う場合	その他	実施事業所の増加の場合	確定拠出年金運営管理機関との委託に係る規約の変更の場合	資産管理規約に係る規約の変更の場合	就業規則（または労働協約）及び給与規程（または退職規程）の内容の変更に合わせて規約の変更を行う場合	加入者に一定の資格を定める場合で、企業年金制度及び退職手当制度が適用される者の範囲を変更するとき	他の制度から資産の移換の場合	その他
企業型年金規約（案）	○	○	○							
労働組合または被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
労働組合の現況に関する事業主の証明書または被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の事業主の証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
確定拠出年金運営管理機関登録通知書の写し	○	○	○		△					
確定拠出年金運営管理機関委託契約書（案）の写し	○	○	○		△					
運営管理契約の締結についての勧誘に関する方針（公表しているものが分かる書類）	○	○	○		△					
労使合意に至るまでの労使協議の経緯	○	○	○	○						○
運営管理機関の選任理由書	○	○	○		△					
資産管理契約書（案）の写し	○	○	○			○				
就業規則（または労働協約）及び給与規程（または退職規程）の写し	○	○	○				○	△		
商業登記簿謄本	○	○	○	○						
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	○	○	○	○					○	
退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約、適格退職年金規約その他で退職手当制度の範囲を証する書類	○			○				○		
移換の対象となる制度の規約、規程等		○							○	
適格退職年金からの資産の移換に係る必要事項		○							○	
規約の一部を変更する規約（案）		(注)		○	○	○	○	○	○	○
規約変更理由書				○	○	○	○	○	○	○
新旧対照条文				○	○	○	○	○	○	○
増加する実施事業所の労働組合または被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書				○						
増加する実施事業所の労働組合の現況または被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の事業主の証明書				○						
終了の理由書										○

○=必ず添付、△=必要に応じて添付

注=適格退職年金の場合のみ

別紙7「添付書類（届出）」を次のように改める。

添付書類（届出）

添付書類	規約変更の届出						規約の失効
	事業主の名称、住所の変更（事業主の増加の場合を除く。）	事業所の名称、所在地の変更（事業主の増加の場合を除く。）	運営管理機関の名称、住所の変更	資産管理機関の名称、住所の変更及び資産管理契約の相手方の変更	資産運用の基礎的な資料の提供方法等の変更	加入者等が負担する事務費の額又は割合の変更（事務費の額又は割合の減少に係る変更に限る。）	
労働組合または被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書	○	○	○	○	○	○	
労働組合の現況に関する事業主及び労働組合の代表者の証明書または被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の事業主の証明書	○	○	○	○	○	○	
確定拠出年金運営管理機関委託契約書の写し			○				△
運営管理契約の締結についての勧誘に関する方針（公表しているものが分かる書類）					△		
資産管理契約書の写し				○			△
商業登記簿謄本	○	○					○
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	○	○					
規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	
規約変更理由書	○	○	○	○	○	○	
新旧対照条文	○	○	○	○	○	○	

○=必ず添付、△=必要に応じて添付

Q & A追加事項（確定拠出年金関係）

項目	質問事項	回答
承認基準	退職金を代替給付とした場合の保全措置は必要か。	退職金規程等による代替措置には、外部積立等の保全措置は必須ではない。
規約記載事項 （事業主掛金の算定方法）	給与や賞与を減額して、その減額分をもって確定拠出年金の掛金とすることは可能か。	給与や賞与の減額の可否については、給与規程の問題である。
承認基準	分社等による特別の事情に起因して規約承認申請する場合の手続きを弾力化できないか。	分社等の特別の事情として認められる場合は、申請時点において必ずしも全ての書類の提出を必要とはせず、書類の内容を示すもので良いこととし、後日提出することも可能。 【例】 ・適用事業所の証明→分社決議の議事録、企業の記者発表資料等（後日新適届等で確認） ・登記簿謄本→法務局への申請書または登記内容がわかる書類（登記簿は登記後に提出）
一定の資格	勤続期間が3年に満たない者に対して掛金の事業主返還規定を設けている場合に、雇用期間が当初から3年未満であることが明確であるような者への代替措置を不要とできないか。	雇用期間が3年未満ということが雇用契約等により確実に見込まれる者については、労使合意により作成される規約等により明確化されるのであれば、代替措置を不要とすることも可能。なお、当初、雇用期間が3年未満として代替措置を不要とされた者が、雇用期間終了の際に更新する場合には、結果として3年以上の雇用期間になることが見込まれるのであれば、DCの加入対象とすることが適当であると考えられる。
一定の資格	承認基準（課長通知）では「労働条件が著しく異なっている者」に対しては代替措置を講じなくてもいいとされているが、基準はあるのか。	労働条件が著しく異なっているか否かの判断は、客観的に判断でき、かつ合理的である必要があることから、給与規程、就業規則、雇用形態、退職金の適用の有無等を基準に個別に判断する必要がある。 なお、承認基準（課長通知）においては、「嘱託、臨時雇員（いわゆるパート職員を含む。）」としているが、これらは、例示として示したものであり、単に職種の名称だけで判断するのではなく、上記を基準として「労働条件が著しく異なっている者」か否かを判断する必要がある。
掛金の拠出	掛金の拠出の中断について、認められるケースと認められないケースの基準はあるのか。	掛金は、原則事業主が毎月拠出するものであるが、給与が支給されておらず、合理的な理由があり、かつ、労使合意のうえ規約に明確に規定されて

		いるのであれば中断も可能。
資格関係	他の制度から企業型DCに資産を移換した場合において、その施行日と同月内に資格喪失した者については、DC加入者であったこととできないか。(同月内得喪の場合は、加入者でなかったものとみなされるため、一時金を受給したとしても退職所得控除の適用が認められないため)	同月内の得喪については、DCは二重加入できない等の理由により加入者としては認められていない。契機が資産移換だとしても前記の考えは踏襲されるものであり、加入者としては認められない。
期間の通算	適年等の他の制度からDCへ過去資産を移換する場合、当該他の制度で過去に転籍者を受け入れている場合の当該転籍者について、過去の転籍前の企業での勤続期間を通算できないか。	当該他の制度において、転籍前の記録を引き継いでいる場合は、その過去資産をDCに移換することで勤続期間は通算される。
情報提供	加入者への情報提供として「前月末から起算して・・・」となっているが、資料発注等のタイミングを考えると前月末の情報を把握することは実務的に厳しいため、他の方法で代用できないか。	加入者への情報提供は、加入者の利益のため、できる限り直近のデータを提供する必要があるが、前月末のデータが用意ができない場合は、用意でき次第速やかに追って提供することで対応可能。
情報提供	商品選定理由書、商品に関する情報提供について、イントラネット等による提供は可能か。	情報提供の手段として、イントラネットの活用は妨げていない。ただし、物理的にイントラネットによる情報提供を受けられない者は別途対応が必要。
資産移換	プランを移動した場合において、商品を現物移換できるようにできないか。	現行の確定拠出年金法上においては、商品の現物移換は妨げておらず、運用関連運営管理機関、記録関連運営管理機関及び資産管理機関において対応が出来るのであれば現物移換は可能。
投資教育	法第22条において、投資教育の対象は「加入者等」となっているが、投資教育の効果を考えると加入前の者への教育も必須と考えられることから、「加入者等」の解釈として、「加入者等となる予定の者」も含まれると考えられないか。	事業主が加入前の従業員に対して投資教育を行うことは法令違反とはならない。運営管理機関が加入予定者に対して投資教育を行う場合においても、事業主と運営管理機関が仮契約を結んでいる等、双方において契約の意思があることが認められる場合には、法令解釈第2.2(1)で規定されている「加入時」として取り扱っても差し支えない。
規約の承認	複数事業主が実施する企業型年金規約において、企業が規約に加入するに当たって要件を設けることは可能か。	規定された要件が不当と判断されないものであれば可能。 【認められる例】 ・〇〇県に限る、職種に限る、グループ会社に限る、厚生年金基金の総合型、連合型の加入要件
資産の移換	厚生年金基金を解散して企業型DCに資産を移換する場合において、企業型DCの施行時は退職金の前払いを選択していた者が、清算終了までの間にDCに加入することになった場合、その者に係る資産について、資産の分配、他制度への移換が行われていないときには、DCへ移換することは可能か。	可能。

「写」

年企発第 0311001 号
平成16年3月11日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

確定拠出年金の企業型年金の加入資格喪失者への移換手続の周知について

確定拠出年金の企業型年金（以下「企業型年金」という。）の加入者が資格喪失した場合は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第80条から第82条まで及び確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）第63条から第65条までの規定により、当該資格喪失者が自ら個人別管理資産の移換手続を行うこととなっている。

この手続が、資格喪失日の属する月の翌月から6か月以内に行われなかった場合には、法第83条第1項第1号の規定により、当該資格喪失者の個人別管理資産は国民年金基金連合会に移換（以下「自動移換」という。）されることとなっているが、企業型年金の普及等により、自動移換の件数が増加する傾向にあり、特に、3月末の資格喪失者にかかる自動移換が多く発生している状況である。

自動移換された場合には、掛金の納付や個人別管理資産の運用ができない等、確定拠出年金制度の特徴である年金資産の移転が実質上活かされず、当該資格喪失者の個人別管理資産の増額が図れない等の状況が続くこととなる。

については、貴管下の企業型年金の実施事業主（複数事業主で実施する場合には代表事業主）に対し、別紙1「確定拠出年金の資格喪失者への移換手続の周知についてのお願い」を送付し、資格喪失した際の移換手続の周知を十分行うよう指導されたい。なお、規約の新規承認申請手続等のために厚生局に実施事業主等が来局した際にも、同様に指導されたい。

また、移換手続の周知ための参考資料として、別紙2の「企業型年金実施事業所事業主の皆様へ ポータビリティの実現のために」が、国民年金基金連合会のホームページにおいて掲載されているので、実施事業主において活用するよう併せて指導されたい。

(別紙2省略)

平成 年 月 日

確定拠出年金実施事業主 様

〇〇厚生（支）局社会保険課

確定拠出年金の資格喪失者への移換手続の周知についてのお願い

確定拠出年金の企業型年金（以下「企業型年金」）の加入者が退職により資格喪失した場合には、確定拠出年金法第80条から第82条までの規定及び施行規則第63条から第65条までの規定により、退職された方が自ら確定拠出年金の個人別管理資産の移換手続を行うこととなっています。

この手続が、退職後6か月以内に行われなかった場合には、法第83条第1項第1号の規定により、その方の個人別管理資産は国民年金基金連合会に移換（以下「自動移換」という。）されることとなっていますが、企業型年金の普及等により自動移換の件数が増加する傾向にあり、特に3月末の資格喪失者の自動移換が多く発生している状況となっています。

自動移換された場合には、掛金の納付や運用指図ができない等、確定拠出年金の特徴である年金資産の移換が実質上活かされず、退職者にとっても年金資産の増額ができない等の状況が続くこととなります。

これについては、退職される時において、その方の個人別管理資産の移換手続について、事業主の方から十分に周知されていないことによる場合も少なからず見られるようであります。

つきましては、別紙の「企業型確定拠出年金実施事業所の事業主の方へ」を参照に確定拠出年金の加入者が貴事業所を退職される際に、移換手続について十分周知していただくようお願いします。また、複数の事業主で実施する場合の代表事業主におかれましては、共同で実施している他の事業主にも周知されるようお願いいたします。

なお、移換手続の詳細については、国民年金基金連合会のホームページ（アドレス：<http://www.npfa.or.jp>）の「確定拠出年金制度の概要」の中の「企業型年金実施事業所事業主の方へ」に掲載されている「企業型年金実施事業所事業主の皆様へ（ポータビリティの確保のために）」という資料がありますので、併せて参照されるようお願いいたします。（個人型年金の受付金融機関についても、このホームページで検索できます。）

企業型確定拠出年金実施事業所の事業主の方へ

1. 貴社の退職者が、個人型年金加入者となれる場合

- 下記（１）（２）の場合、貴社の企業型年金において積み立てた個人別管理資産は、個人型年金に移換しなければなりません。当該者自らが運営管理機関を選定し、運用方法を決定することが必要です。
- 具体的には、以下のような書類を個人型年金の受付金融機関に提出します。
 - ・ 個人型年金加入者となることを希望する（掛金を拠出する）場合
 - 「個人型年金加入申出書」と「個人別管理資産移換依頼書」
 - ・ 個人型年金加入者となることを希望しない（掛金を拠出しない）場合
 - 「個人別管理資産移換依頼書」のみ
- （１） 自営業者等（第１号被保険者）になる場合
- （２） 転職先の企業に企業型年金も確定給付の企業年金制度（厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金制度）もない場合、又はそれらの企業年金制度等の対象者とならないとき

2. 貴社の退職者が、個人型年金加入者となれずに、個人型年金運用指図者となる場合

- 下記（１）～（４）の場合にも、個人別管理資産は個人型年金に移換しなければなりません。ただし、個人型年金加入者となることはできず、「個人型年金運用指図者」となり、これまで積み立てた個人別管理資産を運用することになります。
- 具体的には、「個人別管理資産移換依頼書」だけを受付金融機関に提出します。
- なお、一定の要件を満たす者に限り、脱退一時金の支給を請求することができます。（後述）
- （１） 第３号被保険者となる時 （２） 公務員や私立学校の教職員となる場合
- （３） 転職先に企業型年金がない場合で、企業年金制度（厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金）の対象となる場合
- （４） 海外に居住することとなったとき

◎脱退一時金の手続

- 脱退一時金の支給を請求するには以下のような要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 60歳未満であること (2) 企業型年金加入者でないこと
- (3) 国民年金の第1号被保険者又は企業年金等対象者を除く厚生年金保険の被保険者でないこと、すなわち個人型年金に加入する資格がないこと
- (4) 障害給付金の受給権者でないこと
- (5) 通算拠出期間(※)が1ヶ月以上3年以下であること(※企業型年金加入者期間(企業年金等からの移行により通算加入者等期間に算入された期間を含む。)、及び個人型年金加入者として掛金を拠出した期間を合算した期間)
- (6) 最後に個人型年金加入者または企業型年金加入者の資格を喪失して から2年を経過していないこと

- 脱退一時金の支給を請求する者は、個人型年金の受付金融機関に用意されている「脱退一時金裁定請求書兼個人別管理資産移換依頼書」に必要な事項を記入し、必要な書類を添付して個人型年金の受付金融機関へ提出します。

3. 貴社の退職者が転職先の企業で企業型年金加入者となる場合

- 退職した従業員は転職先企業の企業型年金加入者となるため、これまで貴事業所の企業型年金で積み立てた個人別管理資産を、転職先の企業型年金へ移換しなければなりません。詳細の手続に関しては、転職先の企業型年金の実施事業所で問い合わせるよう指導して下さい。

－ご注意いただきたいこと－

6ヶ月間移換の手続を行わなかった場合、資産は強制的に移換されてしまいます！

(余分な手数料もかかります。)

- 企業型年金の加入者の資格を喪失後6ヶ月以内に(または企業型年金が終了した場合に)、他の企業型年金または個人型年金に個人別管理資産を移す手続を行わなかった場合、個人別管理資産は自動的に連合会に移換され、「その他の者」となります。
- この場合、加入者でも運用指図者でもない状態となり、連合会に申し出て個人型年金加入者または運用指図者となるか、他の企業型年金の加入者とならなければ運用の指図をすることができません。また、受給権者となりうる状態になっても、年金を受けることさえできません。
- 「その他の者」になってしまってから個人型年金または転職先の企業型年金への移換手続を行う場合、所定の事務手数料(現在は税込8,190円)が徴収されることとなります。
- 貴社の退職者には、本資料で説明している手続きを速やかに行うよう指導して下さい。

○ 問い合わせ先

国民年金基金連合会 確定拠出年金部

電話 03-5411-6129 (直通) Fax 03-3404-8735

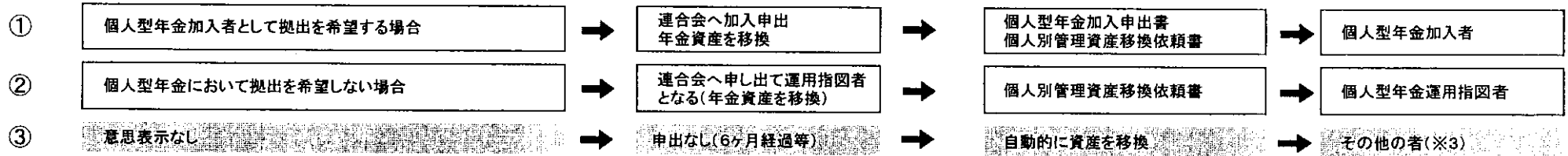
転職した場合等に必要手続き (別表)

1. A企業型年金の加入者であった方が

必要な手続

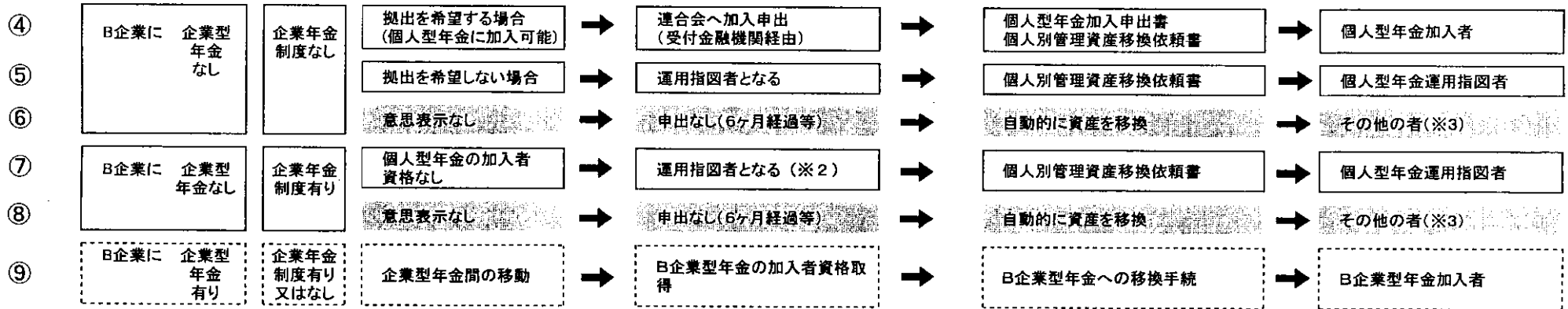
申出後のステータス

(1) 退職して自営業者になった場合 → 第1号被保険者 ⇒ 個人型年金の加入者となる資格があります。
厚生年金保険の被保険者でなくなった後、国民年金の被保険者となる手続きが必要です。

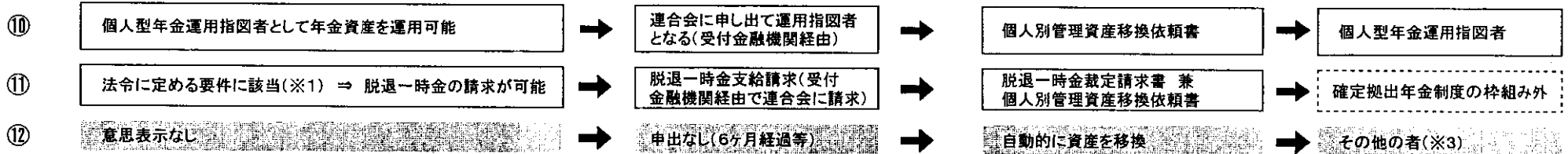


(2) B企業に転職した場合

○ 企業型年金とは、企業型確定拠出年金を指します。
○ 企業年金制度とは、『厚生年金基金』や『確定給付企業年金』、『適格退職年金制度』を指します。企業年金対象者は、個人型年金の加入者となる資格がありません。



(3) 第3号被保険者や公務員になった場合 → 確定拠出年金の加入者資格がありません



※1：次の要件にすべて該当する必要があります。

- ① 60歳未満であること
- ② 企業型年金加入者でないこと
- ③ 国民年金の第1号被保険者又は企業年金等対象者を除く厚生年金保険の被保険者でないこと
(すなわち個人型年金に加入する資格がないこと)
- ④ 障害給付金の受給権者でないこと
- ⑤ 通算拠出期間が1ヶ月以上3年以下であること
- ⑥ 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと

※2：要件を満たした場合、脱退一時金の支給を請求することが可能です。

※3：「その他の者」について

- 次の場合個人別管理資産は、連合会に移換され「その他の者」となります。
 - ① 企業型年金の加入者の資格を喪失後6ヶ月以内に、他の企業型年金または個人型年金に個人別管理資産を移す手続を行わなかった場合
 - ② 企業型年金が終了した場合、他の企業型年金や個人型年金へ個人別管理資産を移す手続を行わなかった場合
- 「その他の者」となった場合、加入者でも運用指図者でもない状態となり、連合会に申し出て個人型年金加入者または運用指図者となるか、他の企業型年金の加入者とならなければ運用の指図をすることができません。